

埼玉県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金収納事務委託仕様書

1 業務委託名

埼玉県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金収納事務委託

2 業務委託の目的

埼玉県は以下の目的のため、本業務委託を実施する。

- (1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金（以下「貸付金」という。）の未収金の回収業務について、専門的な知識や経験・実績等を有する債権回収会社に委託することで、効率的・効果的な未収金の回収を図る。
- (2) 貸付金の未収金の回収業務にあたって、債務者の生活状況や利便性を十分に配慮しながら、徴収率の向上を図る。
- (3) 貸付金の回収業務を委託することで、県の滞納整理に関する事務の効率化を図るとともに、債権回収会社との連携により、県の債務者に対する回収業務の質の向上や新たな支援策の一助とする。

3 未収金回収業務を委託する貸付金

(1) 貸付金の概要

- ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的とする貸付金。
- イ 修学資金、技能習得資金、生活資金など12種類の貸付金があり、利子は無利子から年利3%まで（現行は1.0%）。
- ウ 借主は、母子家庭の母又は父子家庭の父若しくは寡婦である。原則としてすべての資金に保証人が存在するほか、一部の資金には連帯債務を負担する借主もいる。（現行は連帯保証人が不要となる場合もある。）
- エ 償還期間は、資金の種類により、3年から20年に設定している。

(2) 回収業務を委託する対象債権

貸付金の最終返済期限から原則1年以上納入がなく、回収困難な債権で県が指定するものとする。

回収困難な債権とは、債務者の住居が不明なものや、県の再三の指導にも関わらず全く納入しないなど、納付の意思が見られないものである。

4 委託する業務の内容

(1) 上記3(2)の未収金の回収業務

- ア 借受人、連帯借主及び連帯保証人（以下「債務者」という。）への催告及び交渉（ただし、公権力の行使に当たらない範囲とする。）

- イ 未収金の収納及び県への払込み
- (2) 未収金回収に係る調査等
 - ア 債務者の償還能力や所在不明者に関する調査
 - イ 債務者の生活状況に応じた償還計画の作成・支援
- (3) その他
 - ア 未収金の回収状況等についての月次・年度報告
 - イ 県及び県福祉事務所の求めに応じ、折衝状況等について報告
 - ウ 県との定期協議及び県への債権回収業務における助言

5 委託料

- (1) 委託料の金額
 - 本委託業務により回収した金額に手数料率を乗じ消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を支払う。
- (2) 支払い方法
 - 県は、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払う。

6 その他の留意事項

- (1) 県は、委託業務の履行状況を確認するため、いつでも立入検査を実施することができる。
- (2) 本仕様書に定めのないものは、企画提案書の提案内容を踏まえ、協議のうえ定める。